

# ポストSAICM(GFC)及び 国際的な化学物質管理の動向

経済産業省化学物質管理課

2023/12/15

# 本日のアジェンダ（第一部）

## 化学物質管理に関する歴史

### 国際動向の紹介

- ストックホルム条約
- ロッテルダム条約
- 水俣条約
- GHS

SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ）について

GFC –For a planet free of harm from chemicals and wasteについて

# 化学物質管理に関する歴史

1972年

## 国連人間環境会議（ストックホルム）

急激な経済成長に伴う環境への影響を考慮し世界で初めて環境問題について議論された会議。

「人間環境宣言」が策定され、人間環境を守る宣言と守るために必要な26の原則が記されている。この人間環境宣言を実行するためにUNEPが設立された。

### 人間環境宣言

#### 第6原則 有害物質の排出規制

生態系に重大又は回復できない損害を与えないため、有害物質その他の物質の排出及び熱の放出を、それらを無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行うことは停止されなければならない。環境汚染に反対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。

1992年

## 地球サミット（リオデジャネイロ）

人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」およびその行動計画である「アジェンダ21」が採択された。

そのほか気候変動と生物多様性に関する条約も署名が開始した。

### 環境と開発に関するリオ宣言 第15原則

環境を保護するため、**予防的取組方法**は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

### アジェンダ21

#### 第19章 有害化学物質の環境上適正な管理

2002年

## 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）

（ヨハネスブルグ）

「アジェンダ21」の見直しが行われたほか、実施促進のための「ヨハネスブルグ実施計画（WSSD2020年目標）」が採択された。

また、化学物質管理の危険性を考慮するハザードベース管理から曝露量を考慮するリスクベースを踏まえた管理方法が提案された。

### WSSD2020年目標

- ・POPs条約、PIC条約の発効
- ・**SAICM**の2005年までの策定
- ・GHSの2008年までの実施促進
- ・化学物質・有害廃棄物の適正管理
- ・有害化学物質、廃棄物の国際不法取引、移動処分による損害防止
- ・情報取得促進（PRTR等）
- ・重金属（水銀等）によるリスク軽減促進



# 国際動向の紹介 スtockホルム条約（POPs条約）

- POPs= **P**ersistent **O**rganic **P**ollutants（残留性有機汚染物質）

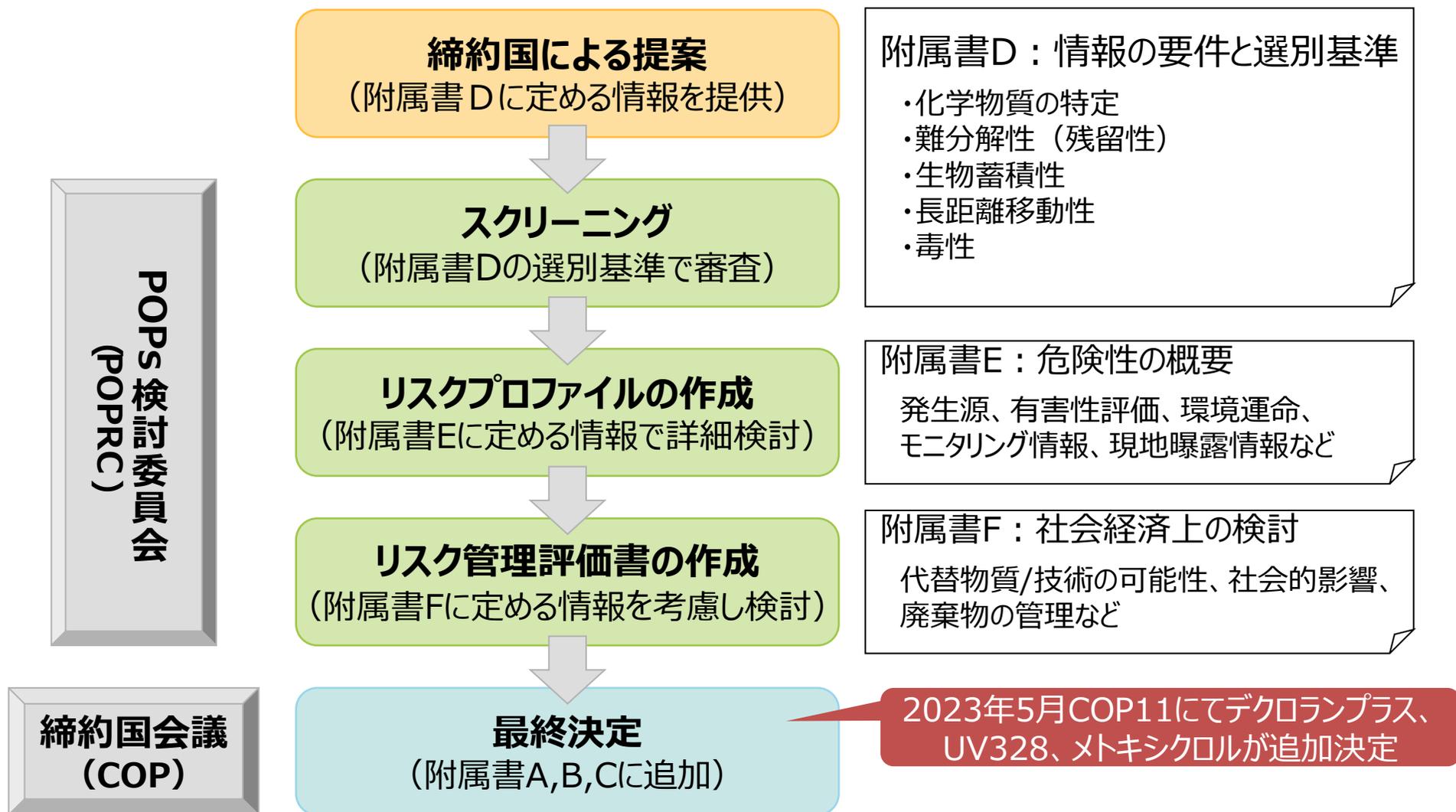
## ストックホルム条約締約国の主な義務

- 製造・使用・輸出入の**原則禁止（附属書A）**
- 製造・使用・輸出入の**制限（附属書B）**
- 非意図的生成物の排出の削減及び廃絶（附属書C）
- スtockパイル、廃棄物の適正処理（附属書A、B、C）

	附属書A	附属書B	
	個別の適用除外	個別の適用除外	認めることのできる目的
製造	・ 締約国が条約事務局に個別に登録し公開 ・ 5年で失効（締約国会議で5年の期間延長を決定することが可能）		・ 「個別の適用除外」 のような特段の制限 なし
使用			

# 国際動向の紹介 ストックホルム条約（POPs条約）

## ● ストックホルム条約へ追加される物質の手順



# 国際動向の紹介 ロッテルダム条約（PIC条約）

- PIC = **P**rior **I**nformed **C**onsent（事前のかつ情報に基づく同意）

## 目的

禁止又は厳しく制限された化学物質及び駆除剤が、これらの物質の有害性等に関する情報が乏しい国、特に発展途上国に輸出され、これらの国の農業又は工業分野を經由した環境の悪化と人の健康に悪影響を及ぼすことを防ぐ。

## 内容

輸出国は、特定の有害物質の輸出に先立って、輸入国政府の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定

### <具体的な措置>

- 最終規制措置の事務局への通報（第5条）
- 附属書III掲載物質の輸入意思を事務局へ回答（第10条）
- 附属書III掲載物質を輸出する際は、輸入国の回答に従う（第11条）
- 国内で厳しく規制された物質を輸出する際は、輸入国へ輸出の通報を行う（第12条）

# 国際動向の紹介 ロッテルダム条約（PIC条約）

## 対象化学物質

2023年5月COP11にてテルブホスの追加が決定

- 条約附属書Ⅲ掲載物質 55物質群  
(駆除剤、著しく有害な駆除用製剤、工業用化学物質)

化学物質 (例)	CAS番号	分類
アルドリン	309-00-2	駆除剤
ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 -ベノミル7%以上 -カルボフラン10%以上 -チウラム15%以上	17804-35-2 1563-66-2 137-26-8	著しく有害な駆除用製剤
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1336-36-3	工業用化学物質

- 自国が独自に禁止又は厳しく制限している物質 (最終規制措置対象物質)

我が国の場合
化学物質審査規制法 (第一種特定化学物質)
労働安全衛生法 (製造等が禁止された物質)
毒物及び劇物取締法 (特定毒物)
農薬取締法 (販売禁止農薬等)

# 国際動向の紹介 水俣条約

- 水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定めている
- 水俣条約の内容については水銀汚染防止法により国内担保している

## 水銀に関する水俣条約

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

### <水銀の主な使用先>

・血圧計や体温計



・歯科用アマルガム



・電池



## COP5での決定事項（10/30～11/3）

2025～2027年にかけてボタン電池や蛍光灯など9種類の水銀添加製品の廃止が決定

### <廃止例>

・2025年廃止

酸化銀ボタン電池、空気亜鉛ボタン電池（2%未満）  
高精度装置用の水銀スイッチ・リレー（研究用途を除く）  
化粧品（閾値なし）

・2026年廃止

一般照明用の安定器非内臓型コンパクト蛍光灯  
一般照明用の直管・非直管蛍光灯（ハロリン酸塩を主成分とする  
蛍光体を用いたもの）

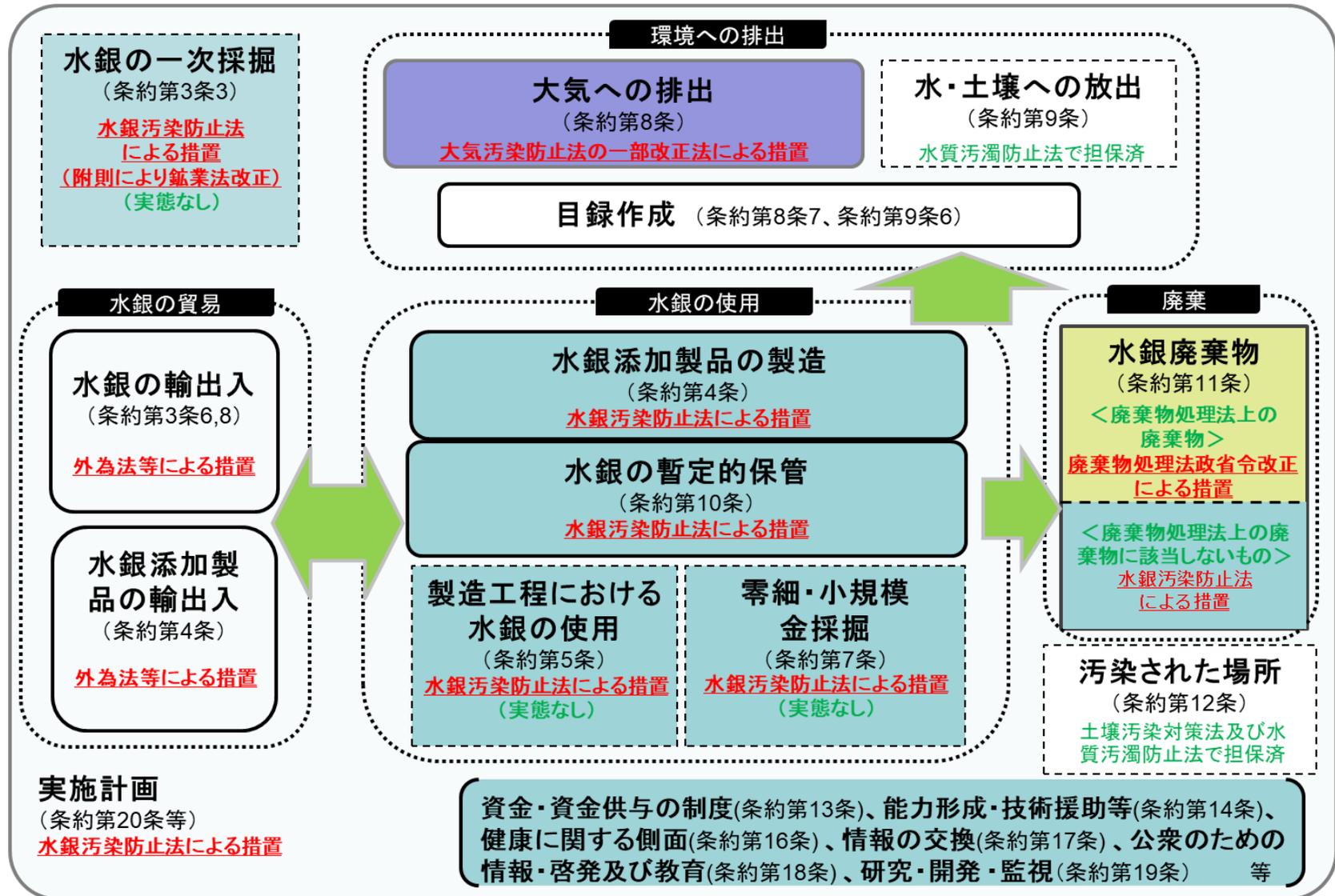
・2027年廃止

一般照明用の直管・非直管蛍光灯（三波長形の蛍光体を用いたもの）



# 国際動向の紹介 水俣条約

- 水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定めている



# 国際動向の紹介 GHS

- 国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類基準・情報伝達方法。（83カ国で導入済み）
- 危険有害性に関する情報の伝達手段の調和がなされると、化学品の試験・評価の重複を回避出来る等、事業者の負担が軽減。

## GHSによる分類基準・情報伝達

### 分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

### 情報伝達

#### ラベル



ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

#### SDS(安全データシート)

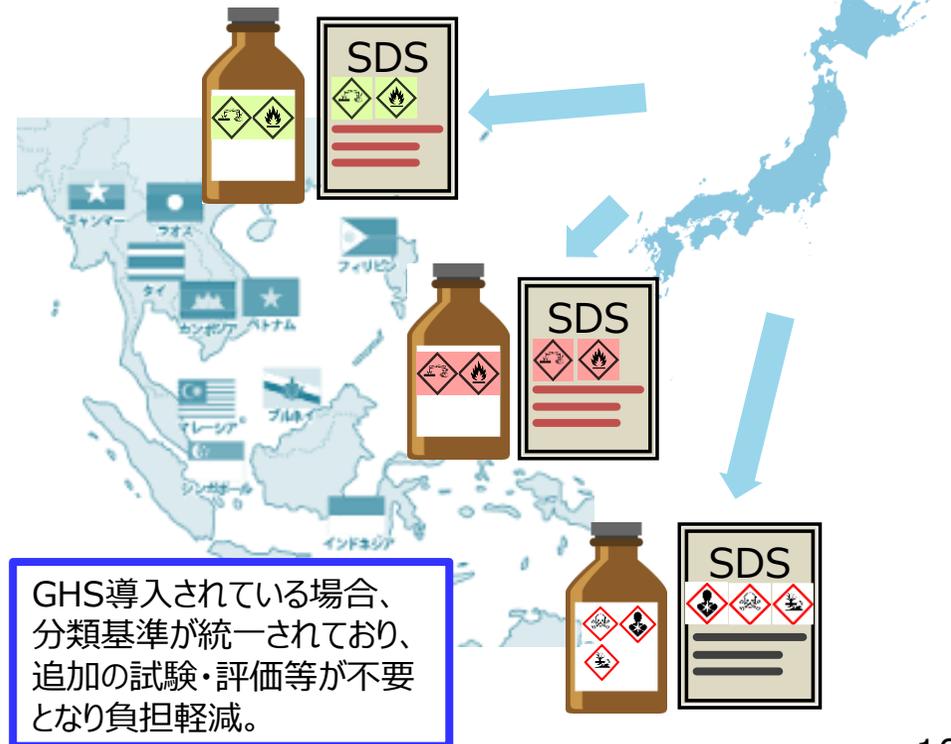


事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

### 【GHS導入のねらい】

- 人の健康や環境の保護を強化
- 化学品の試験・評価の重複を回避
- 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献
- 自社の安全性イメージ向上に寄与

例えば、ASEANへ輸出



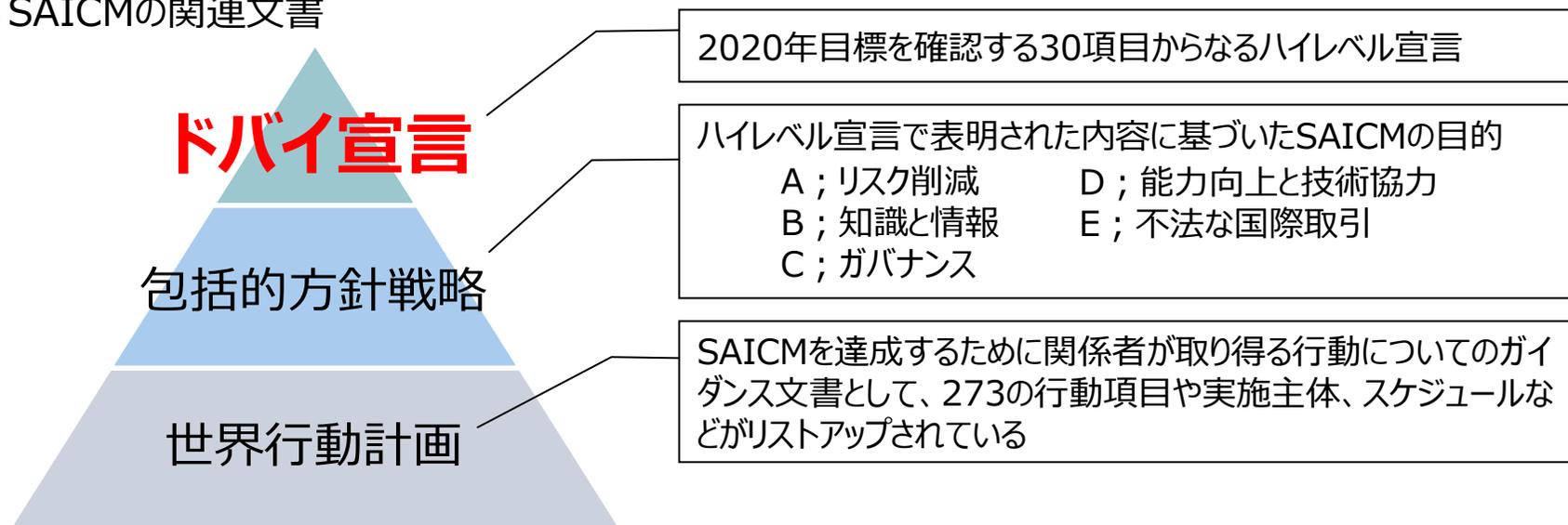
# SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ）

※Strategic Approach to International Chemicals Management

- SAICMは、WSSD2020年目標※を達成するための方策として採択された、**法的拘束力のない**、マルチセクター、マルチステークホルダーによる国際的な枠組み（**第1回国際化学物質管理会議（ICCM1, 2006年2月）**で採択され、UNEPで承認）

※「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」

## ■ SAICMの関連文書



→マルチステークホルダーが参加する国際化学物質管理会議（ICCM）でSAICMの策定、進捗状況確認を実施



※1 ナノ材料、製品中化学物質、電気電子製品の有害物質、塗料中鉛 ※2 内分泌攪乱物質、※3 環境残留性医薬汚染物質

# SAICM国内実施計画の策定と点検

- 国内においては、SAICMの考え方を環境基本計画等の政策文書に位置づけるとともに、関係省庁による連絡会議においてSAICMに沿った取組の状況についてフォローアップを実施。
- 現行SAICMについては、平成24年9月にSAICM関係省庁連絡会議においてSAICM国内実施計画を策定。

## SAICM国内実施計画 <包括的な化学物質に関する今後の戦略> (2012年)

### 6つの柱 ～具体的な取組事項～

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

## SAICM国内実施計画の進捗状況について(2015年)

実施状況の点検  
(化学物質と環境に関する政策対話、パブコメ)



結果の公表  
ICCM 4 への報告

## SAICM国内実施計画の進捗に関する総括(2020年)

実施状況の点検・総括  
(化学物質と環境に関する政策対話、パブコメ)



結果の公表

# SAICMの評価

- 2020年以降の枠組みを検討するため、2019年9月に、2006年から2015年までのSAICM活動に関する第三者評価が行われ、強みと課題が整理された。

## SAICMの強み・成功事例

- ・ボランタリーアプローチによる多様なステークホルダーの参加。
- ・新規政策課題（EPIs）の指定による優先順位を付けた課題への取組。  
⇒ 課題別にステークホルダーの連携を促進。特に、塗料中鉛対策は成功
- ・途上国での能力構築が進展。  
(Quick Start Programmeプロジェクトの承認・完了)

⇒2020年以降の枠組みにおいても、ボランタリーアプローチ、多様なステークホルダーの参加という特徴を保持することが重要。

## SAICMの課題・教訓

- ・リソース（資金・人材）不足に伴う取組の遅延・停滞。
- ・進捗管理手法が未熟でアウトプット偏重（アウトカム・インパクト軽視）。
- ・製品中化学物質や有害性・リスク評価データの共有が限定的。
- ・取組を支援する科学的機関が存在せず、学術界の参加が限定的。
- ・産業界の参加が限定的（化学産業のみ。下流の業界が不参加）。
- ・国内窓口機関の実施能力不足（環境部門と他部門の政府内連携、政治的優先順位の低さ、予算不足）

# 第5回国際化学物質管理会議（ICCM 5）

- 2015年のICCM4以降、ICCM5に向けて、2020年以降の枠組み（post SAICM）採択に向けて、会期間会合（IP）を開催
- 政府内では環境省を中心に、関係省庁が連携して対応。

## ポストSAICM策定に向けたICCM 5までの活動

- 会期間会合（IP1） 2017年2月
- 会期間会合（IP2） 2018年3月
- 会期間会合（IP3） 2019年9月
- ヴァーチャル作業部会（Covid-19パンデミック中）  
2021年10月～2022年2月
- 会期間会合（IP4.1）-2022年8－9月  
共同議長の統合文書を作成
- 会期間会合（IP4.2）- 2023年2～3月  
ICCM5への提言の土台となるIP統合文書を作成
- 会  
期間会合（IP4.3） -2023年9月  
IP統合文書の未確定部分を審議

## ICCM 5（2023年）の概要

**第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）** - 2023年9月25～29日開催@ボン（ドイツ）

- ・約110ヶ国・地域、国際機関、保健・労働部門、産業界、NGOが参加（日本政府：環境省・経産省）
- ・会期中のハイレベル会合でボン宣言を採択（日本から、環境省地球環境審議官、日化協会長が出席）
- ・SAICMの後継として、今後の化学物質の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組み **Global Framework on Chemicals (GFC) – For a planet free of harm from chemicals and waste** を採択

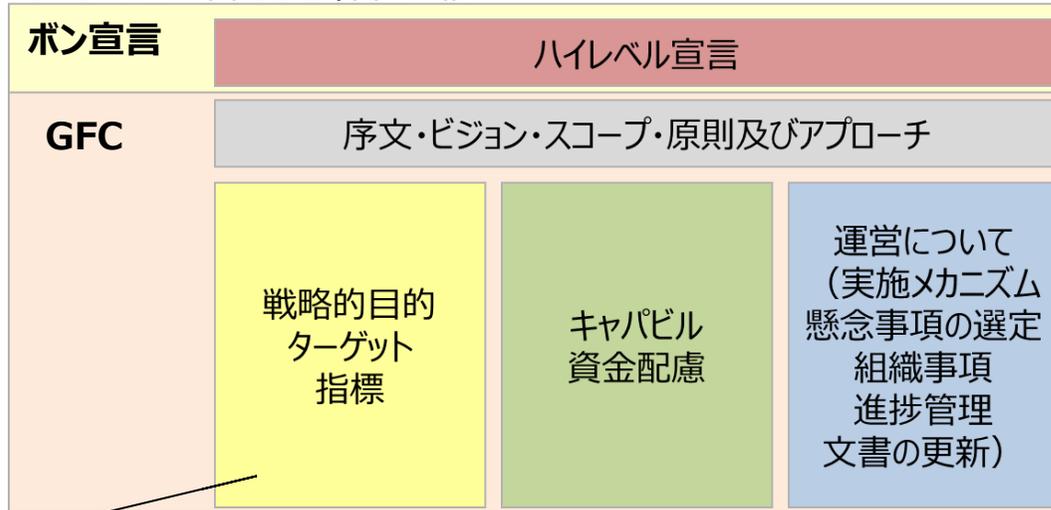
# Global Framework on Chemicals (GFC) 2023年9月採択



–For a planet free of harm from chemicals and waste

SAICMの後継として、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5,2023年9月）で採択された、**法的拘束力のない、マルチセクター**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル全体を通じた化学物質管理の枠組み

## ■ GFC関連文書および枠組み構成



リオ宣言に沿った化学物質管理の推進  
循環型社会の推進  
化学物質に関する情報アクセス

**スコープ（適用範囲）**；  
化学物質のライフサイクル  
（製品と廃棄物段階を含む）  
**ビジョン**；  
安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物による悪影響から解放された地球  
**目的**；  
化学物質と廃棄物による悪影響の防止、または最小化

- A ; 能力・法制度の整備
  - B ; 知識・情報・データ
  - C ; 懸念課題
  - D ; より安全な代替と、革新的で持続可能な解決策
  - E ; 意思決定プロセスへの統合
- 各目標ごと7つ程度のターゲット（2030年or2035年の設定も）

# 新たな枠組み（GFC）の文書構成（2023/12/1時点）

- GFCにおいては、達成すべき戦略的目的と、その達成に係るターゲットを設けるとともに、その実現のための関係機関間の連携・リソースの確保等に係る取組が記載された。

## GFC文書の構成

- I 導入（Introduction）
- II ビジョン
- III スコープ
- IV 原則及びアプローチ
- V 戦略的目的とターゲット
- VI 実施支援メカニズム
- VII 懸念される課題
- VIII キャパシティビルディング
- IX 資金的検討事項
- X 組織的アレンジメント
- XI 進捗把握
- XII 枠組みの更新・改訂

### 5つの「戦略的目的」

- 目的A：化学物質・廃棄物の適正管理のための能力・法的枠組み・組織的メカニズムを整備
- 目的B：知識・データ・情報の整備・アクセス
- 目的C：懸念される課題の特定と対処
- 目的D：プロダクトバリューチェーンを通じたより安全な代替品と革新的な解決策の導入
- 目的E：関連する意思決定プロセスへの化学物質管理の統合

### 実施計画（implementation programme：戦略的目的とターゲットに向けたアクション）の作成

### 国際的に取り組むべき課題（Issues of Concern）を決定するプロセスの策定

### キャパシティビルディング（途上国での管理能力向上）に向けた取組

- ICCMがキャパビル戦略を構築し運用し定期的にインパクト評価やニーズを考慮した必要な勧告を行う

### 化学物質・廃棄物の適正管理の主流化、産業界の関与、基金の設置

### 科学・政策パネル（別途設置に向け議論）と国際会議（ICCM）との連携、ICCMの運営について

附属書A 懸念される課題の手続き

附属書B 原則及びアプローチ

附属書C 測定枠組み（Measurability Structure）

# SAICM(~2020)とGFC(2020年以降)の比較 (2023/12/1時点)

- イノベーション・持続可能性や実効性に言及。各ステークホルダーに対する2/8のターゲットが戦略的目的を実現するための目標として設定された

	2006～2020年
IV.	<b>目的</b>
A	<b>リスク削減</b> リスクの削減のための対策
B	<b>知識と情報</b> 必要な情報を入手可能に
C	<b>ガバナンス</b> 戦略を実行するためのガバナンス
D	<b>能力向上及び技術協力</b> ギャップの特定とキャパビルの推進
E	<b>不法な国際取引</b> 不法な国際取引の防止

	2020年以降
V.	<b>戦略的目的</b>
A	<b>能力・法制度の整備</b> ➤ 化学物質のライフサイクル全体を通じて、安全で持続可能な管理を支援し、達成
B	<b>知識・情報・データの生成と共有</b> ➤ 十分な情報に基づいた意思決定と行動を可能に
C	<b>IoC(懸念事項)</b> ➤ 特定し、優先付けして、対処
D	<b>イノベーションやより安全な代替品の促進</b> ➤ 人の健康と環境に対するベネフィット最大化、リスク最小化（革新的でサステナブルな解決策で）
E	<b>連携と経営や事業の意思決定プロセスへの統合</b> ➤ 実効性を高めるために

# SAICM(~2020)とGFC(2020~)の比較③ (2023/12/1時点)

- 民間セクターの関与を拡大
- 資金面では統合的アプローチを明確に位置付け
- オンラインツールで進捗を管理

## 2006～2020年

【包括的方針戦略(OPS)】

### V. 資金的検討事項

- 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始
- 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用
- 経済的手法、外部コストの内部化について検討

### VII. 実施と進捗の評価

- 2020年までに国際化学物質管理会議を4回開催
- 事務局が、国地域レベルの定期的レビューを促進
- 国際会議は、全てのステークホルダーから進捗報告を受け取る



## 2020年以降

【枠組み文書 (GFC) 】

### IX. 資金的検討事項：統合的アプローチ

- 化学物質管理の主流化
- 民間セクターの関与・・・コスト内部化、財務・非財務貢献、GHS、データ生成・共有、連携、キャピタル
- 基金の活用

### XI. 進捗モニタリングとレポート

- 国際化学物質管理会議は3年に1回開催
- すべてのステークホルダーが、実施努力、指標とマイルストーンの進捗、GFC貢献について報告し、ギャップや課題を特定、優先順位付け
- 頻度：定期的かつ十分な頻度（国際会議を考慮）
- 方法：オンラインツール（ガイダンスやテンプレート提供される）
- 事務局：公開（国際会議・一般）に向けて編集